

京都市はぐくみ推進審議会について

京都市では、子ども・若者に係る計画として「京都市未来こどもはぐくみプラン」、
「京都市貧困家庭の子ども・青少年対策に関する実施計画」及び「はばたけ未来へ！
京都市ユースアクションプラン」を策定しています。

今後、3つの現行計画については、「子ども、若者に係る総合的な計画（以下「新計画」という。）」として一体化するとともに、その新計画に基づき、妊娠前から妊娠出産までの方とその家庭、乳幼児から若者までとその家庭を対象とした「切れ目ない支援」を推進していくこととしています。

この度、新計画の策定及び3つの現行計画の進捗管理を引き続き行うに当たり、3つの現行計画を調査・審議してきた「京都市子ども・子育て会議」及び「京都市青少年活動推進協議会」について一体化し、保護者、事業主・労働者代表、子ども・子育て支援事業の従事者、若者支援事業の従事者、有識者等からなる「京都市はぐくみ推進審議会（以下、「審議会」という。）」を新たに設置しました。

1 審議会の概要について

(1) 会議の名称

京都市はぐくみ推進審議会

(2) 趣旨・目的

- ・ 妊娠前から妊娠出産までの方とその家庭、乳幼児から若者まで（0歳～30歳代）とその家庭を対象とした「切れ目ない支援」を実現するために、平成31年度中に新たに策定を予定している子ども、若者に係る総合的な計画に係る調査・審議及び進ちょく管理を行う。
- ・ 「京都市未来こどもはぐくみプラン」、「京都市ユースアクションプラン」及び「京都市貧困家庭の子ども・青少年対策に関する実施計画」の進ちょく管理及び総括を行う。
- ・ 京都市子ども・子育て支援事業計画の策定・変更に関する意見聴取
- ・ その他 子ども・若者に関する施策の総合的かつ計画的な推進に関し、必要な事項及び施策の実施状況に関する意見聴取

(3) 概 要

設置年月：平成30年4月1日

委員定数：30名以内（必要に応じ特別委員を置く。）

委員任期：2年（補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。）

委員構成：有識者、支援従事者・関係団体、労働者代表、企業・経営者、
市民公募委員 等

会長・副会長：互選

分科会：児童福祉法第8条第3項の規定により必置とされている「児童福祉審議会」として、「児童福祉分科会」を設置する。

部会：新計画策定に係り、検討すべき課題について個別又は横断的に審議する部会を設置し、集中的に審議を行う。

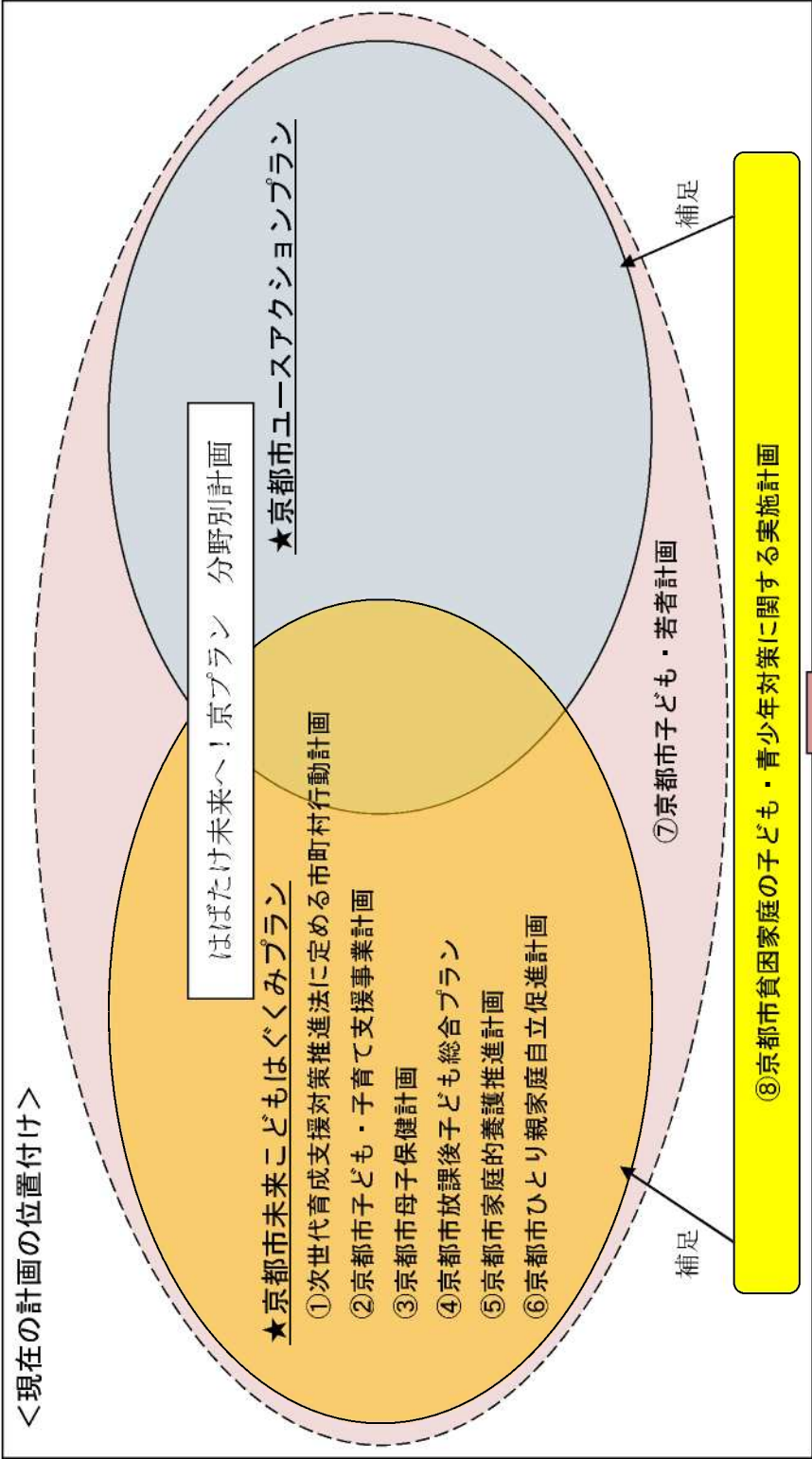
2 今後の流れ

本市において、平成30年度に新計画策定に係る市民ニーズ調査を実施し、平成31年度に新計画（平成32年度から平成36年度までの5年計画）を策定するとともに、新計画の進ちよく管理と3つの現行計画の進ちよく管理及び総括を行うに当たり、審議会では以下の流れで調査・審議を進めていきます。

- 平成30年度中
 - ・新計画策定に係る市民ニーズ調査に関する調査・審議
 - ・新計画策定に関する調査・審議
 - ・3つの現行計画の進ちよく管理

- 平成31年度中
 - ・新計画策定に関する調査・審議
 - ・3つの現行計画の進ちよく管理

- 平成32年度以降
 - ・新計画の進ちよく管理に関する調査・審議
 - ・3つの現行計画の総括



⑨子育て安心プラン 平成29年5月31日に総理により発表 待機児童解消に係る事項を記載	⑩障害児福祉計画 平成30年3月30日に第1期計画策定 障害児通所支援等の提供体制の確保目標や必要な見込み数を掲載
---	---

＜新計画の位置付け＞

「京都市未来こどもはぐくみプラン」と「はばたけ未来へ！京都市ユースアクションプラン」と同様に「はばたけ未来へ！京プラン」の分野別計画に位置付けると共に、以下に掲げる10の計画を一体的に盛り込み策定する。

＜新計画に盛り込む計画＞

①次世代育成支援対策推進法に定める市町村行動計画

②京都市子ども・子育て支援事業計画

③京都市母子保健計画

④京都市放課後子ども総合プラン

⑤京都市家庭的養護推進計画

⑥京都市ひとり親家庭自立促進計画

⑦京都市子ども・若者計画（一体化）

⑧京都市貧困家庭の子ども・青少年対策に関する実施計画（統合）

⑨子育て安心プラン（追加）

⑩障害児福祉計画（追加）

京都市子ども・子育て会議

1 趣旨・目的

子ども・子育てに関する総合的な施策の調査・審議及び進捗管理を行う。必要に応じて専門部会を設置し、専門事項を調査・審議する。

2 概 要

設置年月日：平成25年7月22日

設置根拠：京都市子ども・子育て会議条例及び同条例施行規則

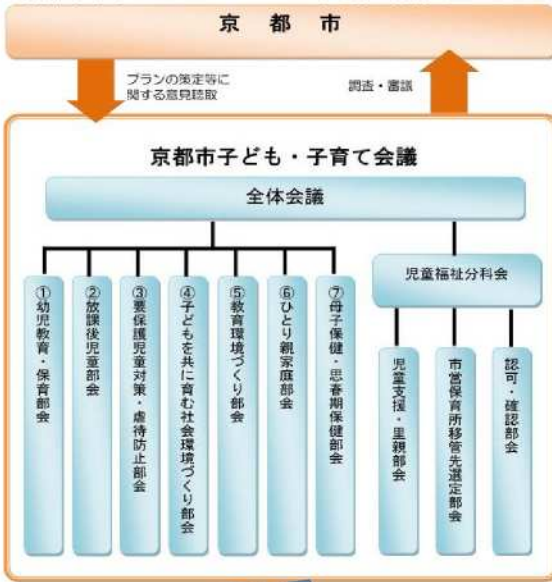
委員構成：学識経験者等、30名以内の委員により構成（現在30名）。

必要に応じ特別委員を置く（会長、副会長は互選）。

委員任期：2年（補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。）

現委員の任期：平成29年7月22日から平成31年7月21日

3 現京都市未来子どもはぐくみプラン策定時の体制図



京都市青少年活動推進協議会

1 趣旨・目的

青少年に関する総合的な施策の調査・審議及び進捗管理を行う。必要に応じて専門委員会を設置し、専門事項を調査・審議する。

2 概 要

設置年月日：昭和28年12月24日

設置根拠：地方青少年問題協議会法、京都市青少年活動推進協議会条例

委員構成：学識経験者等、20名以内の委員により構成（現在19名）。

必要に応じ特別委員を置く（会長、副会長は互選）。

委員任期：2年（補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。）

現委員の任期：平成28年12月1日から平成30年11月30日

3 現ユースアクションプラン策定時の体制図



京都市はぐくみ推進審議会

【全体会議】（年1～2回程度）

- 妊娠・出産、乳幼児から若者までの「切れ目ない支援」を実現するための調査・審議を行う。
- 新計画全体に係る事項について審議
- 定数30名の委員で構成
- 各部会の審議内容を報告（新計画の詳細の検討及び現計画の進捗管理）

児童福祉分科会

児童支援・里親部会
市営保育所移管先選定部会
認可・確認部会

子ども
（0歳～おおむね18歳未満）

若者
（おおむね13歳～30歳代）

【部 会】

- 子ども・若者の健全育成や活動促進に係る事項について検討する部会と、特別な支援が必要な子ども・若者に係る事項について検討する部会を設置する。
- 新計画策定に係り、検討すべき課題について個別又は横断的に審議することとし、平成30年度から平成31年度にかけて集中的に審議を行う。
- 専門的に調査・審議するため、必要に応じて特別委員を委嘱する。
- 審議内容が複数の部会に関係する場合、共同部会を開催する。
- 新計画策定後に見直しを行い、特に必要と認める部会のみを設置する。